

5. 地域のみどりを守る制度・事業 みどりを守る

● 緑保全創出地域制度

市・市民・事業者・所有者等が一体となって、札幌のみどりを豊かなものとし、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な都市環境を確保することを目的として、市内全域を山岳地域、里山地域、里地地域、居住系市街地及び業務系市街地に種別化し、土地利用の行為にあたり、種別ごとに一定の緑化などの確保を図り、みどり豊かな都市環境を保全及び創出する制度です。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの管理課：TEL 011-211-2536・FAX 011-211-2523

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/kisei/hozensyousai/hozensyousai.html>

● 特別緑地保全地区

街の中の良好な自然環境を形成するみどりを保全することを目的とし、都市緑地保全法(現都市緑地法)に基づき都市計画決定されるもので、都市景観上・環境保全上あるいは歴史的・文化的観点から保全する必要のある樹林地等が対象となります。特別緑地保全地区では、建築物の新築や樹木の伐採などの一定の行為を行う際は、都道府県知事の許可を得る必要があります。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの管理課：TEL 011-211-2536・FAX 011-211-2523

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/hozen/hozenchiku.html>

● 風致地区制度

風致地区内における建築物の建築などの行為を規制することにより、都市の風致を保全し、みどり豊かな都市環境を保全するための制度です。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの管理課：TEL 011-211-2536・FAX 011-211-2523

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/kisei/fuchisyousai/fuchisyousai.html>

● 緑化施設整備計画認定制度

「緑化の推進を重点的に図るべき地区」として定められた地区内の建築物について、建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市長が認定し、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができる制度です。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの推進課：TEL 011-211-2522・FAX 011-211-2523

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/josei/nintei/ninteiseido.html>

● 都市環境林取得整備事業

市街地近接地で開発志向の強い地域、自然環境・景観及び防災機能上保全が必要な地域などについて、計画的に一般民有林を公有化することにより、これらの森林を保全するものです。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの推進課：TEL 011-211-2522・FAX 011-211-2523

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/hozen/toshikankyuu/toshikankyuu.html>

6. 公園管理の制度 公園管理の制度

● 街区公園等管理業務委託

市民の方の公園への愛着を育み、また、市民の方と行政が一体となって、美しく、安全に、公園を管理するため、町内会等の地域の団体に街区公園等の清掃、草刈の業務を委託しています。

各区土木部維持管理課：連絡先は公園ボランティア欄参照

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/kyodo/kouenkanri/itaku.html>

● 近隣公園清掃業務委託

障がい者団体(施設)等に近隣公園の清掃の業務を委託しています。

札幌市環境局みどりの推進部みどりの管理課：TEL 011-211-2536・FAX 011-211-2523

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/kyodo/kouenkanri/shiminsanka.html>

7. PR PR

● コンテストの実施(「緑と花のフォトコンテスト」)

札幌市内の公園、緑地における、みどりや花の魅力、美しさ、公園でのひととき、自然とのふれあいなどを表現した作品を募集します。応募要領などは、都市緑化基金のホームページ、「広報さっぽろ」に掲載します。

(財)札幌市公園緑化協会：TEL 011-211-2579・FAX 011-211-2577

ホームページ <http://www.sapporo-park.or.jp/kikin/photo.html>

8.その他 ㊦ その他制度

●街並み誘導型地区計画制度

建物の高さや道路からの壁面の位置などを制限して、良好な街並みに誘導するために、道路にかかわる容積率の制限を緩和することができる制度です。

札幌市市民まちづくり局都市計画部地域計画課: TEL 011-211-2545 FAX 011-218-5113

●河川美化活動支援制度

札幌市の維持管理河川において、清掃・草刈・花壇の手入れなどの美化活動を行う、町内会・河川愛護団体・企業・NPOなどの団体に、ゴミ袋、軍手、タオルの配布、ゴミの回収などの活動支援を行うことにより、良好な水辺環境が保全されることを目的とする制度です。

札幌市建設局下水道河川部河川管理課: TEL 011-818-3415

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/kasen/menu07-04.html>

●アダプトプログラム

アダプトとは、英語で「養子縁組する」という意味。このプログラムは、ボランティアとなる地元住民や企業が、道路や公園など地域の共有財産である公共施設や空間を、管理者との契約に基づき、定期的・継続的に代替管理を行う制度です。中央区や西区、豊平区において実施されています。

中央区市民部地域振興課: TEL 011-231-2400 FAX 011-511-7234

西区市民部地域振興課: TEL 011-641-2400 FAX 011-641-2455

豊平区市民部地域振興課: TEL 011-822-2400 FAX 011-822-9357

●札幌都市緑化基金

ここで掲載している支援メニューのうち、さっぽろ緑化園芸学校や記念樹のプレゼント、フラワーポットや貸出し、ツタ苗補助など多数のメニューは、「札幌市都市緑化基金」を活用して運営されています。

「札幌市都市緑化基金」は、都市緑化の推進を目的とした各種の普及啓発及び助成事業を行うために昭和59年に設立されました。札幌市と札幌市公園緑化協会では、この基金の運用益によって、民有地緑化の普及・啓発活動を行ったり、市民・町内会等に対して民有地緑化のお手伝いをするなど、様々な事業を実施しています。

この基金では、企業や市民の皆様からの寄付などにより成り立っています。緑あふれるさっぽろのまちづくりのため、札幌市都市緑化基金の募金にご協力をお願いします。

- * 各区役所や当協会が管理する公園の窓口などに募金箱を設置しています。
- * ご寄付をいただける場合は、札幌市公園緑化協会へお問い合わせください。

お問い合わせ先：(財)札幌市公園緑化協会

TEL 011-211-2579・FAX 011-211-2577

H P <http://www.sapporo-park.or.jp/kikin/pot.html>

●札幌市森林保全基金

良好な都市生活環境を形成している樹林地の保全施策を展開する上で必要となる資金を恒常的に捻出するための財源として昭和63年に設立された基金です。